

施策評価シート (平成23年度の振り返り、総括)

作成日 平成24年 06月 15日

施策 No.	26	施策名	良好な環境づくりの推進
主管課名	環境課	電話番号	0285-83-8125
関係課名	建設課、都市計画課、区画整理課、長田区画整理指導室、生涯学習課		

施策の対象	・市内全域								
対象指標名	単位	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	26年度見込
市域面積	ha				16,721	16,721	16,721	16,721	16,721

施策の意図	良好な環境づくり(よりきれいなまちづくり)を行う。								
成果指標設定の考え方及び指標の把握方法(算定式など)	市民意向調査による ・良好な環境づくりについての成果を示す指標は、きれい(とてもきれい、どちらかと言えばきれい)な街と感じている市民の割合とした。 ・河川の水質、緑などの自然環境、地域の景観が、良い(非常に良い、まあ良い)と感じている市民の割合とした。								
成果指標名	単位	17年度実績	18年度実績	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度実績	26年度基本計画目標値
きれいな街と感じている	%				73.4	74.0	70.2	69.7	80.0
河川の水質がよい	%				57.9	64.7	59.4	59.3	75.0
緑などの自然環境がよい	%				87.7	92.6	86.2	86.1	-
地域の景観がよい	%				79.8	85.9	77.6	79.1	-

施策の成果向上に向けての住民と行政との役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、日常生活の中で快適な環境を自らつくりだす。 ・行政は、環境美化に対する意識の高揚を図るとともに、それを支援する。 								
-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

23年度の
評価結果

1. 施策の成果水準とその背景（近隣他市や以前との比較、特徴、その要因と考えられること）

(1) 施策成果の時系列比較（過去3年間の比較）

きれいな街と感じている市民の割合や、河川の水質、緑豊かな自然環境がよいと感じている市民の割合は減少傾向にある。

きれいな街と感じている市民の割合は、H23年度67.7%でH21年度74.0%に比べ4.3%減少している。

河川の水質がよいと感じる市民の割合は、H23年度59.3%でH21年度64.7%に比べ5.4%減少している。

(2) 近隣他市との比較

・市民一斉清掃は、「とちぎの環境美化県民運動」の一環として県下一斉に昭和57年から取り組み、ほとんどの市町で実施しているが、特に真岡市では、その日のうちに回収を済ませるなど、市民と一体となった取り組みを行い定着が図られている。

(3) 住民期待水準との比較

市民意向調査による、「緑などの自然環境がよい」と感じる割合86.1%、「地域の景観がよい」と感じる割合79.1%は、高い水準であるが、「きれいな街」と感じる割合69.7%、「河川の水質がよい」と感じる割合59.3%と低い状況であり、平成26年度の目標値には達していない。

2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み（事務事業）の総括

・市民一斉清掃（125区、年2回、37t）、河川クリーン作戦（38団体、6.87t）、地域や団体が随時行っているクリーン活動

（43団体・延べ78回、7t）などの環境美化活動を支援している。

・雑草苦情に対して、迅速に対応している。（41件）

・不法投棄防止のため、監視活動を行い、市民からの通報にも迅速に対応している。（警察との連携により不法投棄者の判明に努めた。）

不法投棄件数：H21年度：146件、H22年度：127件、H23年度：184件と増加傾向にある。

不法投棄防止看板設置：94箇所

・環境美化団体、優良資源ステーションの表彰などを継続して行い、地域の美化活動を支援している。（10箇所）

・犬猫避妊手術の補助事業をPRしている。避妊手術実績（メス犬47頭、メス猫193匹）

・犬や猫のペットによる糞害等の苦情に対して、広報紙やお知らせ版等で、飼い主のマナー向上を啓発している。

（犬・猫の苦情：14件）

（動物愛護センターでの引取件数 犬：11件 猫：22件）

3. 施策の課題認識と改革改善の方向

- ・不法投棄対策として、清掃監視員のパトロール強化や地域との連携強化や罰則の周知など、投棄されにくい仕組みづくりなどの対策を行う。
- ・犬、猫の地域ぐるみでのマナーアップ事業を支援する。
市内2地区を対象に、地域でのアンケート調査を実施し座談会を開催するとともに、飼い主を対象とした躰の講習会の実施をする。
(猫については登録や首輪をして繫ぐなどの法による規制がなく、動物愛護と生活環境保全上の兼ね合いが難しい。
また、犬の散歩中の糞についての苦情がある。)

23年度の
評価結果

補足事項